

信用取引に関する説明書

新旧対照表

※下線部が改定箇所

新	旧
<p>1. 取引の概要及びリスク等について</p> <p>○信用取引は、お客様に一定の保証金（委託保証金）を当社に担保として差し入れていただき、売付けに必要な株券(※)、優先出資証券、投資信託の受益証券、投資証券等(以下「株券等」と言います。)や買付けに必要な資金を当社からお客様にお貸しして売買を行っていただく取引です。</p> <p>○信用取引には、2つの種類があります。具体的には、「制度信用取引」と「一般信用取引」の2種類があります。この2つの信用取引の間には、利用できる銘柄の範囲や返済の期限等について異なる制約がありますので、ご注意ください。</p> <p><u>○信用取引には、金融商品取引所で行われるもの</u> <u>他、PTS（私設取引システム）において行われるもの（「PTS 信用取引」といいます。）</u><u>があります。</u> <u>この書面では、特に言及がない限り、PTS 信用取引を含めた信用取引全体に関する説明を記載しています。</u></p> <p>○信用取引は、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失が発生する可能性をも合わせもつ取引です。したがって、取引を開始する場合又は継続して行う場合には、取引の仕組みやリスクについて十分に把握するとともに、投資者自らの資力、投資目的及び投資経験等に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任において行うことが肝要です。</p>	<p>1. 取引の概要及びリスク等について</p> <p>○信用取引は、お客様に一定の保証金（委託保証金）を当社に担保として差し入れていただき、売付けに必要な株券(※)、優先出資証券、投資信託の受益証券、投資証券等(以下「株券等」と言います。)や買付けに必要な資金を当社からお客様にお貸しして売買を行っていただく取引です。</p> <p>○信用取引には、2つの種類があります。具体的には、「制度信用取引」と「一般信用取引」の2種類があります。この2つの信用取引の間には、利用できる銘柄の範囲や返済の期限等について異なる制約がありますので、ご注意ください。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>○信用取引は、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失が発生する可能性をも合わせもつ取引です。したがって、取引を開始する場合又は継続して行う場合には、取引の仕組みやリスクについて十分に把握するとともに、投資者自らの資力、投資目的及び投資経験等に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任において行うことが肝要です。</p>
<p>2. 信用取引の仕組みについて</p> <p>制度信用取引（PTS 制度信用取引については次項</p>	<p>2. 信用取引の仕組みについて</p> <p>制度信用取引</p>

新	旧
<p><u>をご覧ください</u></p> <p>(現行どおり)</p> <p>PTS 制度信用取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>PTS 制度信用取引とは、金融商品取引所に上場している株券等を対象とし、PTS において行われる信用取引です。品貸料及び返済期限は、日本証券業協会の認可会員である私設取引システム運営業者（以下、「PTS 運営業者」といいます。）が、日本証券業協会の規則に基づき決定しています。また、PTS 制度信用取引によって行った売買の決済のために、当社は証券金融会社から売付株券等及び買付代金を金融商品取引所の決済機構を通じて借り入れること（貸借取引）ができます。</u> ● <u>PTS 制度信用取引ができる銘柄は、株券等のうち、金融商品取引所が決めた銘柄（制度信用銘柄）の中から証券金融会社が選定した銘柄から、PTS 運営業者が選定した銘柄に限られます。なお、PTS 制度信用銘柄を対象とした買付けであれば、貸借取引により当社が買付代金を借り入れることは原則として可能ですが、売付株券等を借り入れることができるのは、PTS 制度信用銘柄のうち、金融商品取引所が決めた銘柄（貸借銘柄）の中から証券金融会社が選定した銘柄から、PTS 運営業者が選定した銘柄に限られます。</u> ● <u>PTS 制度信用取引の返済期限は6か月と決められており、6か月を超えてPTS 制度信用取引を継続することはできません。なお、金融商品取引所が制度信用取引を継続することが適当でないと認め、制度信用取引の返済期限（6か月）の定めにかかわらず、返済期限の変更（返済期限の繰上げ）が行われた場合は、PTS 制度信用取引についても返済期限の変</u> 	<p>(記載省略)</p> <p><u>(新設)</u></p>

新	旧
<p><u>更（返済期限の繰上げ）が行われますのでご注意ください。また、金融商品取引所による返済期限の変更が行われていない場合でも、PTS 運営業者が PTS 制度信用取引を継続することが適当でないと認め、PTS 制度信用取引の返済期限（6 か月）の定めにかかわらず、返済期限の変更（返済期限の繰上げ）が行われることがありますのでご注意ください。</u></p> <p>● <u>上記 3 点を除き、PTS 制度信用取引における金利、貸株料、品貸料、貸株料その他の取扱いは、制度信用取引と同じとなります（前項を参照ください）。</u></p> <p>一般信用取引（PTS 一般信用取引については次項をご覧ください）</p> <p>● <u>一般信用取引とは、金融商品取引所に上場している株券等を対象としますが、品貸料及び返済期限等は、お客様と当社との間で自由に決定することができる信用取引です。ただし、一般信用取引によって行った売買の決済のために、貸借取引を利用することはできません。</u></p> <p>（現行どおり）</p> <p>PTS 一般信用取引</p> <p>● <u>PTS 一般信用取引とは、金融商品取引所に上場している株券等を対象とし、PTS において行われる信用取引ですが、品貸料、返済期限等は、お客様と当社との間で自由に決定することができる信用取引です。ただし、PTS 一般信用取引によって行った売買の決済のために、貸借取引を利用することはできません。</u></p> <p>● <u>上記を除き、PTS 一般信用取引における銘柄選定、金利、貸株料、品貸料、貸株料その他の取扱いは、一般信用取引と同じとなります（前項を参照ください）。</u></p>	<p>一般信用取引</p> <p>● <u>一般信用取引とは、金融商品取引所に上場している株券等を対象としますが、品貸料及び返済期限等は、お客様と当社との間で自由に決定することができる信用取引です。しかし、一般信用取引によって行った売買の決済のために、貸借取引を利用することはできません。</u></p> <p>（記載省略）</p> <p><u>（新設）</u></p>

新	旧
<p>3. 信用取引に係る金融商品取引契約の概要</p> <p>当社における信用取引については、以下によります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 顧客に信用を供与して行う株券等に係る次の取引 <ul style="list-style-type: none"> 取引所金融商品市場の売買立会による市場への委託注文の媒介、取次ぎ又は代理 <u>PTS（私設取引システム）への委託注文の媒介、取次ぎ又は代理</u> 株券等の売買の媒介、取次ぎ又は代理 ○ 信用取引に係る委託保証金又は代用有価証券の管理 	<p>3. 信用取引に係る金融商品取引契約の概要</p> <p>当社における信用取引については、以下によります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 顧客に信用を供与して行う株券等に係る次の取引 <ul style="list-style-type: none"> 取引所金融商品市場の売買立会による市場への委託注文の媒介、取次ぎ又は代理 <u>（新設）</u> 株券等の売買の媒介、取次ぎ又は代理 ○ 信用取引に係る委託保証金又は代用有価証券の管理
<p>5. 当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要等</p> <p>①～② （現行どおり）</p> <p>③お取引にあたっては、あらかじめ「信用取引口座設定約諾書」及びPTS信用取引に係る合意書に必要事項を記入のうえ、当社に書面による差し入れ、又は電磁的な方法による差し入れを行なっていただき、信用取引口座を開設していただく必要があります。信用取引に関する金銭、有価証券は、すべてこの口座を通して処理されます。なお、約諾書については十分にお読みいただき、その写しを保管してください。</p> <p>④信用取引で注文なされる際は、必ず「信用取引で」と明示してください。また、その際、制度信用取引（PTS 制度信用取引を含みます）を行うのか、一般信用取引（PTS 一般信用取引を含みます）を行うのか、一般信用取引の場合は「1日」、「14日」、「無期限」の別も明示してください。なお、その際に決めた信用取引の種別については、途中で変更できませんので、注意してください。</p>	<p>5. 当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要等</p> <p>①～② （記載省略）</p> <p>③お取引にあたっては、あらかじめ「信用取引口座設定約諾書」に必要事項を記入のうえ、当社に書面による差し入れ、又は電磁的な方法による差し入れを行なっていただき、信用取引口座を開設していただく必要があります。信用取引に関する金銭、有価証券は、すべてこの口座を通して処理されます。なお、約諾書については十分にお読みいただき、その写しを保管してください。</p> <p>④信用取引で注文なされる際は、必ず「信用取引で」と明示してください。また、その際、制度信用取引を行うのか、一般信用取引を行うのか、一般信用取引の場合は「1日」、「14日」、「無期限」の別も明示してください。なお、その際に決めた信用取引の種別については、途中で変更できませんので、注意してください。</p>

新	旧
<p>⑤～⑥ (現行どおり)</p> <p>⑦PTSは、上記の日々公表銘柄に加え、PTS日々公表銘柄に関する規定を設け、当該規定に該当した銘柄を「PTS日々公表銘柄」としてその信用取引残高を日々公表します。</p> <p>⑧～⑨ (現行どおり)</p> <p>⑩注文された信用取引が成立すると、その内容をご確認いただくため、当社から「取引報告書」が交付されます。万一、記載内容が相違しているときは、速やかに当社のリスク・コンプライアンス部へ直接ご連絡下さい。</p>	<p>⑤～⑥ (記載省略)</p> <p>(新設)</p> <p>⑦～⑧ (記載省略)</p> <p>⑨注文された信用取引が成立すると、その内容をご確認いただくため、当社から「取引報告書」が交付されます。万一、記載内容が相違しているときは、速やかに当社のリーガルコンプライアンス部へ直接ご連絡下さい。</p>
<p>6. 信用取引の基本的な流れ</p> <p>●――信用取引口座の設定――●</p> <p>信用取引口座設定約諾書及びPTS信用取引に係る合意書の書面による差し入れ、又は電磁的な方法による差し入れを行なっていただきます。</p> <p>(以下、現行どおり)</p>	<p>6. 信用取引の基本的な流れ</p> <p>●――信用取引口座の設定――●</p> <p>信用取引口座設定約諾書を書面による差し入れ、又は電磁的な方法による差し入れを行なっていただきます。</p> <p>(以下、記載省略)</p>
(2020年1月)	(2019年7月)

以上